

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人京都大学

法人番号：52

学部・研究科等番号・名称：20・人間・環境学研究所

| 申立ての内容 | 申立てへの対応 |
|---|--|
| <p>【評価項目】 学部・研究科等 人間・環境学研究所 分析項目Ⅱ 教育成果の状況 〔特色ある点〕</p> <p>【原文】 「○ 令和元年度からは経費不足分を研究科長裁量経費で補填し、学生ニーズに 応えている。・・・」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り、下線部分の文言を 追記願いたい。</p> <p>【修正文案】 「○ <u>若手研究者による研究成果の学術 出版を推進するために、平成22年度より 始まった学内の支援制度である「総長裁 量 若手研究者に係る出版助成事業」を 活用して、博士後期課程学生を中心とした 出版助成を行ってきた。</u>令和元年度から は経費不足分を研究科長裁量経費で補填 し、学生ニーズに応えている。・・・」</p> <p>【理由】 原案では現況調査表に記載した特記事項 の途中部分から抽出されていることによ り、原案1文目の文章の意味が分かりに くくなっているため、当該特記事項の最 初から記載いただきたい。</p> | <p>【対応】 意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 (修正内容) 「○ 「総長裁量 若手研究者に係る出版 助成事業」を活用して、博士後期課程学 生を対象とした出版助成を行っている。 令和元年度からは経費不足分を研究科長 裁量経費で補填し、学生ニーズに 応えている。・・・」</p> |

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人京都大学

法人番号：52

学部・研究科等番号・名称：29・法曹養成専攻

| 申立ての内容 | 申立てへの対応 |
|--|---|
| <p>【評価項目】 学部・研究科等 法曹養成専攻 分析項目II 教育成果の状況 [判断理由]</p> <p>【原文】 「京都大学法科大学院修了を受験資格とした受験者に対する司法試験合格者の割合は、<u>毎年度の修了生の5割前後を維持し、</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>「京都大学法科大学院修了を受験資格とした受験者に対する司法試験合格者の割合は、<u>毎年5割前後を維持し、</u>」</p> <p>【理由】 修了初年度から5年目までを合わせた全受験生の合格率が5割前後を維持し、修了後5年までの累積合格率が8割に達するということであり、「毎年度の修了生の5割前後」という表現だと何を指しているのかが不明確なため。</p> | <p>【対応】 意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 (修正内容) 「・・・京都大学法科大学院修了を受験資格とした受験者に対する司法試験合格者の割合は、毎年5割前後を維持し、・・・」</p> |